

令和 7 年 7 月 7 日

電力・ガス取引監視等委員会事務局

ネットワーク事業監視課

電力広域的運営推進機関の業務規程及び 送配電等業務指針の変更の認可について

(趣旨)

令和 7 年 6 月 17 日付けで電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」という。）より経済産業大臣に対して業務規程及び送配電等業務指針の変更の認可申請があり、同年 6 月 26 日付けで経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）に対して意見の求めがあった。

当該認可に係る委員会としての回答について御審議いただく。

1. 経緯

令和 7 年 6 月 17 日付けで広域機関から経済産業大臣に対し、電気事業法第 28 条の 4 第 3 項及び同法第 28 条の 4 第 6 第 1 項後段の規定に基づき、業務規程及び送配電等業務指針の変更の認可申請があり、同年 6 月 26 日付けで経済産業大臣から委員会に対して、同法第 66 条の 1 第 1 項第 5 号の規定に基づき、意見の求めがあったところ。(資料 5-1、資料 5-2)。

2. 変更の内容

変更の主な内容は、以下のとおり。

(1) 連系線のマージン又は運用容量拡大分の使用に関する規定の変更

第 86 回広域系統整備委員会において、連系線の空容量には余裕があっても、地内系統の混雑の影響により当該空容量の使用を制限する必要性が生じ、当該連系線を通じた融通量に制約が生じる事象が発生していることが報告され、こうした制限が生じるケースは、電源のノンファーム型接続の導入拡大に伴い、今後一層増加していく可能性が高いと考えられたところ。

これら状況を考慮し、広域機関が需給状況を改善するための指示又は要請を実施するに当たって、連系線に空容量があっても、地内系統の混雑の発生により、当該連系線の空容量を使用した電気の供給を制限せざるを得ないときは、別の連系線のマージン又は拡大した運用容量を使用した電気の供給を指示又は要請できることを、業務規程において明確化することで、電力の安定供給に万全を期すもの。

(主なルール整備事項)

- ・広域機関は、需給状況を改善するための指示又は要請を実施するに当たって、地内系統の混雑により、連系線の空容量を使用した電気の供給を制限するときは、別の連系線のマージン又は拡大した運用容量を使用した電気の供給を指示又は要請できることを規定。

43 (2) その他規定の変更

44 業務規程及び送配電等業務指針で用いる定義や用語について、以下のとおり、見直しを行
45 うもの。

46
47 (主な変更事項)

- 48 • 業務規程において、「混雑処理」について、「連系線の混雑を解消するための措置」と記
49 載していたが、「一般送配電事業者の供給区域内の流通設備の混雑を解消するための措
50 置」も行っていることから、「混雑を解消するための措置」に変更する。
- 51 • 日本卸電力取引所の取引規程を踏まえ「1時間前取引」を「時間前取引」に変更する。
- 52 • 混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスに関して、発電設備等の連系時の業務フロ
53 ーと同様に、一般送配電事業者等は、工事が長期にわたる場合、混雑緩和希望者等から
54 の工事費負担金の支払い条件の変更要請（分割払い等）に対して合理的な範囲で応じる
55 こと、及び、混雑緩和希望者等は、詳細検討の回答日から1か月以内に工事費負担金契
56 約を一般送配電事業者等と締結する必要があることを明記する。

57 58 3. 認可申請に係る意見

59 業務規程及び送配電等業務指針の変更案の内容について、審査基準に照らして特段の問
60 題はないと認められるため、資料5-3及び資料5-4のとおり、委員会として、当該認
61 可を行うことに異存がない旨を経済産業大臣に回答することとしたい。

62

業務規程

●電気事業法（昭和39年法律第170号）（抜粋）

（業務規程）

第二十八条の四十一 推進機関の業務規程には、業務及びその執行に関する事項その他の経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の業務及びその執行に関する事項には、第二十八条の四十四第一項の規定による指示があつた場合において、当事者である会員が支払い、又は受領すべき金額その他指示の実施に関し必要な事項が含まれていなければならない。

3 推進機関は、業務規程を変更しようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

（委員会の意見の聴取）

第六十六条の十一 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

一～四 （略）

五 第十条第一項若しくは第二項（これらの規定を第二十七条の十二及び第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）、第十四条第二項（第二十七条の十二及び第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）、第十八条第一項若しくは第二項ただし書、第二十二条の二第一項ただし書（第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）、第二十七条の十一の二第一項ただし書、第二十八条の十四第一項、第二十八条の四十一第三項、第二十八条の四十六第一項、第二十八条の五十二、第二十八条の五十五第一項若しくは第六項、第九十九条第一項又は第九十九条の七第一項の認可をしようとするとき。

六～十六 （略）

2 （略）

●広域的運営推進機関に関する省令（平成26年経済産業省令第36号）（抜粋）

（業務規程の記載事項）

第十条 法第二十八条の四十一第一項の経済産業省令で定める事項は、業務及びその執行に関する事項とする。

●電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平成12・05・29資第16号）（抜粋）

第1 審査基準

（54）第28条の41第3項の規定による広域的運営推進機関の業務規程の変更の認可

第28条の41第3項の規定による広域的運営推進機関の業務規程の変更の認可に係る審査基準については、当該変更後の業務規程の内容が法令に適合し、かつ、当該変更後の業務規程に虚偽の記載がないこと及び「電気事業法第28条の15の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について」（別添3）の該当部分に適合することとする。

105 送配電等業務指針

106
107 ●電気事業法（昭和39年法律第170号）（抜粋）

108 （送配電等業務指針）

109 第二十八条の四十五 送配電等業務指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 110 一 一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路の能力の向上に関する事項
111 二 発電等用電気工作物と一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路との電氣的な接
112 続に関する事項
113 三 その他経済産業省令で定める事項

114
115 （送配電等業務指針の認可）

116 第二十八条の四十六 送配電等業務指針は、経済産業大臣の認可を受けなければその効力を生
117 じない。その変更（経済産業省令で定める軽微な事項に係るものを除く。）についても、同
118 様とする。

119 2 経済産業大臣は、前項の認可の申請に係る送配電等業務指針が次の各号のいずれにも適合
120 していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

- 121 一 内容が法令に違反しないこと。
122 二 策定又は変更の手続が法令及び定款に違反しないこと。
123 三 不当に差別的でないこと。

124 3・4 （略）

125
126 （委員会の意見の聴取）

127 第六十六条の十一 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴か
128 なければならない。

129 一～四 （略）

130 五 第十条第一項若しくは第二項（これらの規定を第二十七条の十二及び第二十七条の十二
131 の十三において準用する場合を含む。）、第十四条第二項（第二十七条の十二及び第二十七
132 条の十二の十三において準用する場合を含む。）、第十八条第一項若しくは第二項ただし書、
133 第二十二条の二第一項ただし書（第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）、
134 第二十七条の十一の二第一項ただし書、第二十八条の十四第一項、第二十八条の四十一第
135 三項、第二十八条の四十六第一項、第二十八条の五十二、第二十八条の五十五第一項若し
136 くは第六項、第九十九条第一項又は第九十九条の七第一項の認可をしようとするとき。

137 六～十六 （略）

138 2 （略）

139
140 ●広域的運営推進機関に関する省令（平成26年経済産業省令第36号）（抜粋）

141 （送配電等業務指針）

142 第十三条 法第二十八条の四十五第三号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとす
143 る。

- 144 一 送電事業者又は配電事業者が維持し、及び運用する電線路の能力の向上に関する事項
145 二 発電等用電気工作物と配電事業者が維持し、及び運用する電線路との電氣的な接続に関
146 する事項

- 147 三 受電用の設備と一般送配電事業者又は配電事業者が維持し、及び運用する電線路との電
148 氣的な接続に関する事項
- 149 四 電気の安定供給を確保するために必要な発電等用電気工作物の設置に関する事項
- 150 五 一般送配電事業者、送電事業者又は配電事業者が維持し、及び運用する電線路の運用に
151 関する事項
- 152 六 前各号に掲げるもののほか、一般送配電事業者、送電事業者又は配電事業者が維持し、
153 及び運用する電線路に関する情報の公開に関する事項その他送配電等業務の実施に関す
154 る事項

155

156 ●電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平成12・05・29資第16
157 号）（抜粋）

158 第1 審査基準

159 （55）第28条の46第1項の規定による広域的運営推進機関の送配電等業務指針の認可
160 及び変更の認可

161 第28条の46第1項の規定による広域的運営推進機関の送配電等業務指針の認可及び
162 変更の認可に係る審査基準については、当該送配電等業務指針の内容に虚偽の記載がない
163 こと、同条第2項各号のいずれにも適合すること及び「電気事業法第28条の46第1項
164 の規定による送配電等業務指針の認可の基準について」（別添4）に適合することとする。

経済産業省

20250617資第11号
令和7年6月26日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

電力広域的運営推進機関の業務規程の変更の認可について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第5号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第28条の41第3項に規定する業務規程の変更の認可について、貴委員会の意見を求めます。

様式第 9（第11条関係）

業務規程変更認可申請書

広域総第 2 0 2 5 - 7 0 号

2 0 2 5 年 6 月 1 7 日

経済産業大臣殿

電力広域的運営推進機関

理事長 大山 力

住 所 東京都江東区豊洲 6 - 2 - 15

電気事業法第28条の41第 3 項の規定に基づき、業務規程の変更の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更しようとする内容
別紙 1 のとおり
- 2 変更しようとする年月日
2 0 2 5 年 8 月 1 日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日
- 3 変更しようとする理由
本機関の委員会の議論等に適切に対応するため
- 4 業務規程の変更の認可を申請するまでの経過の概要
別紙 2 のとおり

電力広域的運営推進機関 業務規程 新旧対照表

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
平成 2 7 年 4 月 1 日施行 令和 <u>7</u> 年 4 月 1 日変更		平成 2 7 年 4 月 1 日施行 令和 <u> </u> 年 <u> </u> 月 <u> </u> 日変更	
業務規程		業務規程	
電力広域的運営推進機関		電力広域的運営推進機関	

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
(変更履歴) 平成 2 7 年 4 月 1 日 施行 平成 2 7 年 4 月 2 8 日 変更 平成 2 7 年 8 月 3 1 日 変更 平成 2 8 年 4 月 1 日 変更 平成 2 8 年 7 月 1 1 日 変更 平成 2 9 年 4 月 1 日 変更 平成 2 9 年 9 月 6 日 変更 平成 3 0 年 4 月 1 日 変更 平成 3 0 年 6 月 2 9 日 変更 平成 3 0 年 1 0 月 1 日 変更 平成 3 1 年 4 月 1 日 変更 令和元年 7 月 1 日 変更 令和 2 年 2 月 1 日 変更 令和 2 年 3 月 3 0 日 変更 令和 2 年 7 月 8 日 変更 令和 2 年 1 0 月 1 日 変更 令和 3 年 4 月 1 日 変更 令和 3 年 4 月 1 6 日 変更 令和 3 年 7 月 1 日 変更 令和 4 年 2 月 1 日 変更 令和 4 年 4 月 1 日 変更 令和 4 年 4 月 1 日 変更 令和 4 年 7 月 5 日 変更 令和 5 年 4 月 1 日 変更 令和 5 年 4 月 3 日 変更 令和 5 年 7 月 1 日 変更 令和 5 年 1 2 月 2 7 日 変更 令和 6 年 4 月 1 日 変更 令和 6 年 4 月 1 0 日 変更 令和 7 年 4 月 1 日 変更	(変更履歴) 平成 2 7 年 4 月 1 日 施行 平成 2 7 年 4 月 2 8 日 変更 平成 2 7 年 8 月 3 1 日 変更 平成 2 8 年 4 月 1 日 変更 平成 2 8 年 7 月 1 1 日 変更 平成 2 9 年 4 月 1 日 変更 平成 2 9 年 9 月 6 日 変更 平成 3 0 年 4 月 1 日 変更 平成 3 0 年 6 月 2 9 日 変更 平成 3 0 年 1 0 月 1 日 変更 平成 3 1 年 4 月 1 日 変更 令和元年 7 月 1 日 変更 令和 2 年 2 月 1 日 変更 令和 2 年 3 月 3 0 日 変更 令和 2 年 7 月 8 日 変更 令和 2 年 1 0 月 1 日 変更 令和 3 年 4 月 1 日 変更 令和 3 年 4 月 1 6 日 変更 令和 3 年 7 月 1 日 変更 令和 4 年 2 月 1 日 変更 令和 4 年 4 月 1 日 変更 令和 4 年 4 月 1 日 変更 令和 4 年 7 月 5 日 変更 令和 5 年 4 月 1 日 変更 令和 5 年 4 月 3 日 変更 令和 5 年 7 月 1 日 変更 令和 5 年 1 2 月 2 7 日 変更 令和 6 年 4 月 1 日 変更 令和 6 年 4 月 1 0 日 変更 令和 7 年 4 月 1 日 変更 <u>令和 7 年 4 月 1 日 変更</u>

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
（用語） 第 2 条 （略） 2 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。 一～二十一 （略） 二十二 「混雑処理」とは、<u>連系線の混雑</u>を解消するための措置をいう。 二十三～三十七 （略） 三十八 「<u>1 時間前取引</u>」とは、卸電力取引所が運営する実需給の 1 時間前までの<u>電気の取引</u>をいう。 三十九～四十五 （略）	（用語） 第 2 条 （略） 2 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。 一～二十一 （略） 二十二 「混雑処理」とは、<u>混雑</u>を解消するための措置をいう。 二十三～三十七 （略） 三十八 「<u>時間前取引</u>」とは、卸電力取引所が運営する実需給の 1 時間前までの<u>電気の取引（当該実需給に係る翌日取引以前の電気の取引を除く。）</u>をいう。 三十九～四十五 （略）
（本機関の指示又は要請に基づく場合の連系線の使用） 第 1 1 6 条 （略） 2 本機関の指示又は要請に基づく電気の供給については、連系線の空容量から使用し、連系線の空容量が不足する場合には、本機関は、第 1 5 2 条及び第 1 5 3 条の規定により、連系線の<u>マージン及び運用容量拡大分</u>を使用する供給の指示又は要請を行う。ただし、本機関が第 1 1 1 条の規定による指示又は要請を行う場合において、需給ひっ迫一般送配電事業者の供給区域に隣接する連系線に、需給ひっ迫時その他の緊急的な状況において他の一般送配電事業者たる会員の供給区域から連系線を介して電気を受給するために備えたマージンが設定されているときは、本機関は、連系線の空容量を使用する前に、第 1 5 2 条の規定に準じて、当該マージンを使用する電気の供給の指示又は要請をすることができる。 （新設）	（本機関の指示又は要請に基づく場合の連系線の使用） 第 1 1 6 条 （略） 2 本機関の指示又は要請に基づく電気の供給については、連系線の空容量から使用し、連系線の空容量が不足する場合には、本機関は、第 1 5 2 条及び第 1 5 3 条の規定により、連系線の<u>マージン又は運用容量拡大分</u>を使用する供給の指示又は要請を行う。ただし、本機関が第 1 1 1 条の規定による指示又は要請を行う場合において、需給ひっ迫一般送配電事業者の供給区域に隣接する連系線に、需給ひっ迫時その他の緊急的な状況において他の一般送配電事業者たる会員の供給区域から連系線を介して電気を受給するために備えたマージンが設定されているときは、本機関は、連系線の空容量を使用する前に、第 1 5 2 条の規定に準じて、当該マージンを使用する電気の供給の指示又は要請をすることができる。 <u>3 前項の規定にかかわらず、本機関が第 1 1 1 条の規定による指示又は要請を行う場合において、一般送配電事業者たる会員への電気の供給に際し、連系線以外の流通設備の混雑の発生により、連系線の空容量を使用した電気の供給を全部又は一部制限する必要がある場合は、連系線（当該混雑の発生により空容量の使用に制限が生じている連系線を除く。）のマージン又は運用容量拡大分を使用する電気の供給の指示又は要請を行うことができる。</u>
（指示に係る措置を取っていない場合の報告） 第 1 2 1 条 本機関は、法第 2 8 条の 4 4 第 1 項の規定による指示を受けた会員が、正当な理由なくその指示に係る<u>措置を取っていない</u>と認めるときは、同条第 3 項の規定により、直ちに、その旨を経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣に報告する。	（指示に係る措置をとっていない場合の報告） 第 1 2 1 条 本機関は、法第 2 8 条の 4 4 第 1 項の規定による指示を受けた会員が、正当な理由なくその指示に係る<u>措置をとっていない</u>と認めるときは、同条第 3 項の規定により、直ちに、その旨を経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣に報告する。
（需給状況悪化時等の <u>1 時間前取引</u> の取扱い） 第 1 2 3 条の 2 本機関は、電力系統に重大な故障が発生している場合又は需給状況が悪化し若しくは悪化するおそれがある場合には、<u>1 時間前取引</u> の送電可否判定の照会を受け付けないことができる。ただし、この場合には、本機関は、託送供給契約者、発電契約者及び需要抑制契約者に対して、事前又は事後速やかにその旨を周知又は説明する。	（需給状況悪化時等の <u>時間前取引</u> の取扱い） 第 1 2 3 条の 2 本機関は、電力系統に重大な故障が発生している場合又は需給状況が悪化し若しくは悪化するおそれがある場合には、<u>時間前取引</u> の送電可否判定の照会を受け付けないことができる。ただし、この場合には、本機関は、託送供給契約者、発電契約者及び需要抑制契約者に対して、事前又は事後速やかにその旨を周知又は説明する。
（連系線の管理の原則） 第 1 2 5 条 本機関は、連系線の管理を行うに当たっては、翌日取引又は<u>1 時間前取引</u> に基づき、連系線の容量を割り当てることを原則とする。	（連系線の管理の原則） 第 1 2 5 条 本機関は、連系線の管理を行うに当たっては、翌日取引又は<u>時間前取引</u> に基づき、連系線の容量を割り当てることを原則とする。
（短周期広域周波数調整） 第 1 3 1 条 本機関は、一般送配電事業者たる会員の供給区域の短周期周波数調整に必要な短周期調整力が不足又は短周期調整力が不足するおそれのある一般送配電事業者たる会員から要請を受けた場合には、次の各号に掲げる手順に<u>したがって</u>、短周期広域周波数調整のための利用枠（短周期周波数調整	（短周期広域周波数調整） 第 1 3 1 条 本機関は、一般送配電事業者たる会員の供給区域の短周期周波数調整に必要な短周期調整力が不足又は短周期調整力が不足するおそれのある一般送配電事業者たる会員から要請を受けた場合には、次の各号に掲げる手順に<u>従って</u>、短周期広域周波数調整のための利用枠（短周期周波数調整

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
調整に必要となる連系線の容量及び時間をいう。以下同じ。）を確保する。 一～五 （略）	に必要となる連系線の容量及び時間をいう。以下同じ。）を確保する。 一～五 （略）
（長周期広域周波数調整） 第 1 3 2 条 本機関は、一般送配電事業者たる会員の供給区域の長周期周波数調整に必要な下げ調整力が不足又は下げ調整力が不足するおそれのある一般送配電事業者たる会員から要請を受けた場合には、次の各号の <u>手順にしたがって</u> 、長周期広域周波数調整のための電力量及び時間の調整を行う。 一～五 （略）	（長周期広域周波数調整） 第 1 3 2 条 本機関は、一般送配電事業者たる会員の供給区域の長周期周波数調整に必要な下げ調整力が不足又は下げ調整力が不足するおそれのある一般送配電事業者たる会員から要請を受けた場合には、次の各号の <u>手順に従って</u> 、長周期広域周波数調整のための電力量及び時間の調整を行う。 一～五 （略）
（連系線の計画潮流の管理） 第 1 3 4 条 本機関は、次の各号に定める <u>手順により</u> 、連系線の計画潮流の管理を行う。 一 本機関は、卸電力取引所から、翌日取引及び <u>1 時間前取引</u> において約定しようとする取引情報（以下「取引情報」という。）の通知を受ける。 二～五 （略）	（連系線の計画潮流の管理） 第 1 3 4 条 本機関は、次の各号に定める <u>手順に従って</u> 、連系線の計画潮流の管理を行う。 一 本機関は、卸電力取引所から、翌日取引及び <u>時間前取引</u> において約定しようとする取引情報（以下「取引情報」という。）の通知を受ける。 二～五 （略）
（ <u>混雑処理</u> ） 第 1 4 3 条 本機関は、翌日取引の取引情報に係る容量登録以降に連系線に混雑が発生するときは、計画潮流について、次の各号に掲げる <u>手順により</u> 、 <u>混雑処理</u> を行う。 一 本機関は、第 1 4 3 条の 2 で定める <u>抑制順位により</u> 、計画潮流を混雑が発生しない量まで抑制してこれを新たな計画潮流と定め、変更する。 二 本機関は、前号の規定により <u>混雑処理</u> を行った場合には、抑制された計画潮流を有する託送供給契約者、発電契約者及び需要抑制契約者並びに関連一般送配電事業者に対し、抑制した断面と抑制量を通知する。 2 前項の規定にかかわらず、本機関は、受給日の前日 1 2 時以降に運用容量の <u>減少に伴う混雑</u> が発生する場合であっても、電力系統の安定性を確保することができるときは、計画潮流を有する託送供給契約者、発電契約者又は需要抑制契約者による代替供給力の調達等の調整努力が適切になされていることを前提に、 <u>混雑処理</u> を行わない。	（ <u>連系線の混雑処理</u> ） 第 1 4 3 条 本機関は、翌日取引の取引情報に係る容量登録以降に連系線に混雑が発生するときは、計画潮流について、次の各号に掲げる <u>手順に従って</u> 、 <u>連系線の混雑処理</u> を行う。 一 本機関は、第 1 4 3 条の 2 で定める <u>抑制順位に従って</u> 、計画潮流を混雑が発生しない量まで抑制してこれを新たな計画潮流と定め、変更する。 二 本機関は、前号の規定により <u>連系線の混雑処理</u> を行った場合には、抑制された計画潮流を有する託送供給契約者、発電契約者及び需要抑制契約者並びに関連一般送配電事業者に対し、抑制した断面と抑制量を通知する。 2 前項の規定にかかわらず、本機関は、受給日の前日 1 2 時以降に運用容量の <u>減少に伴い連系線に混雑</u> が発生する場合であっても、電力系統の安定性を確保することができるときは、計画潮流を有する託送供給契約者、発電契約者又は需要抑制契約者による代替供給力の調達等の調整努力が適切になされていることを前提に、 <u>連系線の混雑処理</u> を行わない。
（ <u>混雑処理</u> における抑制順位） 第 1 4 3 条の 2 本機関は、 <u>混雑処理</u> に当たっては、次の各号の順に <u>にしたがって</u> 、計画潮流を抑制するものとする。なお、次の各号に該当する計画潮流が複数存在するときは、当該計画潮流間の抑制順位は同順位として取り扱う。 一 翌日取引及び <u>1 時間前取引</u> に係る計画潮流 二 （略） 2 同じ抑制順位の計画潮流の抑制量は、 <u>混雑</u> の発生を回避するために必要な抑制量の合計値を抑制前の計画潮流の値に応じて按分した値とする。なお、抑制量の算出に当たっては、1 キロワット未満を切り上げるものとする。	（ <u>連系線の混雑処理</u> における抑制順位） 第 1 4 3 条の 2 本機関は、 <u>連系線の混雑処理</u> に当たっては、次の各号の順に <u>に従って</u> 、計画潮流を抑制するものとする。なお、次の各号に該当する計画潮流が複数存在するときは、当該計画潮流間の抑制順位は同順位として取り扱う。 一 翌日取引及び <u>時間前取引</u> に係る計画潮流 二 （略） 2 同じ抑制順位の計画潮流の抑制量は、 <u>連系線の混雑</u> の発生を回避するために必要な抑制量の合計値を抑制前の計画潮流の値に応じて按分した値とする。なお、抑制量の算出に当たっては、1 キロワット未満を切り上げるものとする。
（複数の連系線において同時に混雑が発生した場合の混雑処理） 第 1 4 3 条の 3 本機関は、 <u>混雑処理</u> において、複数の連系線で同時に混雑が発生し、当該複数の連系線を利用する計画潮流を抑制する必要がある場合には、混雑が発生した連系線ごとに前条の規定により算出した抑制量のうち、最大値に相当する電力を当該計画潮流の抑制量とする。	（複数の連系線において同時に混雑が発生した場合の混雑処理） 第 1 4 3 条の 3 本機関は、 <u>連系線の混雑処理</u> において、複数の連系線で同時に混雑が発生し、当該複数の連系線を利用する計画潮流を抑制する必要がある場合には、混雑が発生した連系線ごとに前条の規定により算出した抑制量のうち、最大値に相当する電力を当該計画潮流の抑制量とする。
（緊急時の <u>混雑処理</u> 方法） 第 1 4 3 条の 4 本機関は、第 1 2 7 条の規定による運用容量の見直しにより連系線の運用容量が減少し、連系線に混雑が発生した場合において、緊急の <u>混雑処理</u> が必要と認めるときは、第 1 4 3 条の 2	（緊急時の <u>連系線の混雑処理</u> 方法） 第 1 4 3 条の 4 本機関は、第 1 2 7 条の規定による運用容量の見直しにより連系線の運用容量が減少し、連系線に混雑が発生した場合において、緊急に <u>連系線の混雑処理</u> が必要と認めるときは、第 1 4

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
に定める抑制順位によらずに抑制効果が大きい計画潮流を抑制することができる（以下「緊急抑制」という。）。ただし、緊急抑制後は、速やかに <u>混雑処理</u> を行い、緊急抑制を終了する。	3条の2に定める抑制順位によらずに抑制効果が大きい計画潮流を抑制することができる（以下「緊急抑制」という。）。ただし、緊急抑制後は、速やかに <u>連系線の混雑処理</u> を行い、緊急抑制を終了する。
（ <u>混雑処理</u> の対象外とする計画潮流等） 第143条の5 第143条第1項の規定にかかわらず、本機関は、次の各号に掲げる計画潮流を <u>混雑処理</u> の対象としない。 一・二 （略）	（ <u>連系線の混雑処理</u> の対象外とする計画潮流等） 第143条の5 第143条第1項の規定にかかわらず、本機関は、次の各号に掲げる計画潮流を <u>連系線の混雑処理</u> の対象としない。 一・二 （略）

附則（令和 年 月 日）

（施行期日）
本規定は、令和7年8月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

業務規程の変更の認可を申請するまでの経過の概要

業務規程の変更の認可を申請するまでの経過の概要は、以下のとおり。

時期	経過の概要
2025 年 4 月 2 日 ～ 2025 年 4 月 22 日	・本変更案（別紙 1。以下同じ。）が会員その他の電気供給事業者の事業活動に重大な影響を及ぼす事項が含まれる可能性があることに鑑み、業務規程第 6 条第 1 項の規定により、会員その他の電気供給事業者の意見聴取を実施 ・意見は 0 件（2025 年 4 月 30 日、意見聴取結果を本機関ウェブサイト上にて公表）
2025 年 5 月 20 日	・ 2025 年度第 1 回評議員会により、本変更案を議決
2025 年 5 月 21 日	・ 第 512 回理事会において、本変更案を議決
2025 年 6 月 17 日	・ 第 20 回通常総会において、本変更案を議決

経済産業省

20250617資第12号
令和7年6月26日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

電力広域的運営推進機関の送配電等業務指針の変更の認可について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第5号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第28条の46第1項に規定する送配電等業務指針の変更の認可について、貴委員会の意見を求めます。

様式第13（第14条関係）

送配電等業務指針変更認可申請書

広域総第2025－71号

2025年6月17日

経済産業大臣殿

電力広域的運営推進機関

理事長 大山 力

住 所 東京都江東区豊洲6－2－15

電気事業法第28条の46第1項後段の規定に基づき、送配電等業務指針の変更の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更しようとする内容
別紙1のとおり
- 2 変更しようとする年月日
2025年8月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日
- 3 変更しようとする理由
本機関の委員会の議論等に適切に対応するため
- 4 送配電等業務指針の変更の認可を申請するまでの経過の概要
別紙2のとおり

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
平成 2 7 年 4 月 2 8 日施行 令和 7 年 4 月 1 日変更 送配電等業務指針 電力広域的運営推進機関	平成 2 7 年 4 月 2 8 日施行 令和 年 月 日変更 送配電等業務指針 電力広域的運営推進機関

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
(変更履歴) 平成 2 7 年 4 月 2 8 日 施行 平成 2 7 年 8 月 3 1 日 変更 平成 2 8 年 4 月 1 日 変更 平成 2 8 年 7 月 1 1 日 変更 平成 2 8 年 1 0 月 1 8 日 変更 平成 2 9 年 4 月 1 日 変更 平成 2 9 年 9 月 6 日 変更 平成 3 0 年 6 月 2 9 日 変更 平成 3 0 年 1 0 月 1 日 変更 平成 3 1 年 4 月 1 日 変更 令和元年 7 月 1 日 変更 令和元年 1 2 月 1 1 日 変更 令和 2 年 2 月 1 日 変更 令和 2 年 3 月 3 0 日 変更 令和 2 年 4 月 1 日 変更 令和 2 年 7 月 8 日 変更 令和 2 年 1 0 月 1 日 変更 令和 3 年 4 月 1 日 変更 令和 3 年 4 月 1 6 日 変更 令和 3 年 7 月 1 日 変更 令和 4 年 4 月 1 日 変更 令和 4 年 4 月 1 日 変更 令和 4 年 7 月 5 日 変更 令和 5 年 4 月 1 日 変更 令和 5 年 4 月 3 日 変更 令和 5 年 7 月 1 日 変更 令和 5 年 1 2 月 2 7 日 変更 令和 6 年 4 月 1 日 変更 令和 6 年 4 月 1 0 日 変更 令和 6 年 8 月 1 日 変更 令和 7 年 1 月 6 日 変更 令和 7 年 4 月 1 日 変更	(変更履歴) 平成 2 7 年 4 月 2 8 日 施行 平成 2 7 年 8 月 3 1 日 変更 平成 2 8 年 4 月 1 日 変更 平成 2 8 年 7 月 1 1 日 変更 平成 2 8 年 1 0 月 1 8 日 変更 平成 2 9 年 4 月 1 日 変更 平成 2 9 年 9 月 6 日 変更 平成 3 0 年 6 月 2 9 日 変更 平成 3 0 年 1 0 月 1 日 変更 平成 3 1 年 4 月 1 日 変更 令和元年 7 月 1 日 変更 令和元年 1 2 月 1 1 日 変更 令和 2 年 2 月 1 日 変更 令和 2 年 3 月 3 0 日 変更 令和 2 年 4 月 1 日 変更 令和 2 年 7 月 8 日 変更 令和 2 年 1 0 月 1 日 変更 令和 3 年 4 月 1 日 変更 令和 3 年 4 月 1 6 日 変更 令和 3 年 7 月 1 日 変更 令和 4 年 4 月 1 日 変更 令和 4 年 4 月 1 日 変更 令和 4 年 7 月 5 日 変更 令和 5 年 4 月 1 日 変更 令和 5 年 4 月 3 日 変更 令和 5 年 7 月 1 日 変更 令和 5 年 1 2 月 2 7 日 変更 令和 6 年 4 月 1 日 変更 令和 6 年 4 月 1 0 日 変更 令和 6 年 8 月 1 日 変更 令和 7 年 1 月 6 日 変更 令和 7 年 4 月 1 日 変更 <u>令和 7 年 4 月 1 日 変更</u>

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
（発電設備等に関する契約申込みの保証金） 第 8 8 条の 2 （略） 2 ・ 3 （略） 4 一般送配電事業者等は、<u>工事費負担金契約締結前に</u>、次の各号に掲げる事情が生じた場合において、系統連系希望者が契約申込みを取り下げ、又は、接続契約が解除等によって終了したときは、系統連系希望者が支払った保証金を返還する。 一～三 （略）	（発電設備等に関する契約申込みの保証金） 第 8 8 条の 2 （略） 2 ・ 3 （略） 4 一般送配電事業者等は、<u>第 1 0 3 条第 1 項に定める工事費負担金契約の締結前に</u>、次の各号に掲げる事情が生じた場合において、系統連系希望者が契約申込みを取り下げ、又は、接続契約が解除等によって終了したときは、系統連系希望者が支払った保証金を返還する。 一～三 （略）
（連系予約の特例） 第 9 3 条 一般送配電事業者及び配電事業者は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる内容に<u>したがって</u>、連系予約を行う。 一 ・ 二 （略）	（連系予約の特例） 第 9 3 条 一般送配電事業者及び配電事業者は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる内容に<u>従って</u>、連系予約を行う。 一 ・ 二 （略）
（連系予約の確定） 第 9 7 条 （略） 2 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号に掲げる事情が生じた場合には、前項の規定により確定した連系予約を取り消す。 一 系統連系希望者が、連系承諾後 1 か月を超えて<u>工事費負担金契約</u>を締結しない場合 二 系統連系希望者が、<u>工事費負担金契約</u>に定められた工事費負担金を支払わない場合 三 （略）	（連系予約の確定） 第 9 7 条 （略） 2 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号に掲げる事情が生じた場合には、前項の規定により確定した連系予約を取り消す。 一 系統連系希望者が、連系承諾後 1 か月を超えて<u>第 1 0 3 条第 1 項に定める工事費負担金契約</u>を締結しない場合 二 系統連系希望者が、<u>第 1 0 3 条第 1 項に定める工事費負担金契約</u>に定められた工事費負担金を支払わない場合 三 （略）
（工事費負担金契約の締結等） 第 1 0 3 条 系統連系希望者は、連系承諾後 1 か月以内に、<u>工事費負担金の額</u>、工事費負担金の支払条件その他連系等に必要な工事に関する必要事項を定めた契約（以下「工事費負担金契約」という。）を締結しなければならない。 2 ・ 3 （略） （新設）	（工事費負担金契約の締結等） 第 1 0 3 条 系統連系希望者は、連系承諾後 1 か月以内に、<u>一般送配電事業者等と工事費負担金の額</u>、工事費負担金の支払条件その他連系等に必要な工事に関する必要事項を定めた契約（以下「工事費負担金契約」という。）を締結しなければならない。 2 ・ 3 （略） 4 <u>前 3 項の規定は、混雑緩和希望者又は第 1 3 1 条の 1 9 第 1 項の規定による応募を行った追加混雑緩和希望者が、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおいて工事費負担金契約を締結する場合に準用する。この場合において、「系統連系希望者」とあるのは、「混雑緩和希望者又は第 1 3 1 条の 1 8 の規定による追加混雑緩和希望者」と、「連系承諾後」とあるのは、「第 1 3 1 条の 2 3 の規定による回答後」と、「連系等に必要な工事」とあるのは、「系統増強工事」と読み替えるものとする。</u>
（託送供給契約者による計画の提出） 第 1 3 8 条 （略） 2 需要調達計画等には、次の各号に掲げる需要調達計画等ごとに、各号に定める事項を記載するものとする。 一 （略） 二 調達計画 需要計画に対応した供給力の確保の計画（調達先（翌日取引及び<u>1 時間前取引</u>による調達を含む。以下同じ。）ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達が<u>ある場合には、週間計画以前は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。</u>）	（託送供給契約者による計画の提出） 第 1 3 8 条 （略） 2 需要調達計画等には、次の各号に掲げる需要調達計画等ごとに、各号に定める事項を記載するものとする。 一 （略） 二 調達計画 需要計画に対応した供給力の確保の計画（調達先（翌日取引及び<u>時間前取引</u>による調達を含む。以下同じ。）ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達が<u>ある場合には、週間計画以前は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。</u>）

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
三 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画（販売先（翌日取引及び<u>1時間前取引</u>）による販売を含む。以下同じ。）ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、週間計画以前は、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。） 3～5 （略） 別表 8－1 （略）	三 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画（販売先（翌日取引及び<u>時間前取引</u>）による販売を含む。以下同じ。）ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、週間計画以前は、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。） 3～5 （略） 別表 8－1 （略）
（発電契約者並びに一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者による計画の提出） 第 1 3 9 条 発電契約者、<u>1時間前取引</u>により電気を販売している一般送配電事業者及び配電事業者並びに F I T 電源により発電された電気を調達している一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者は、一般送配電事業者の供給区域ごとに、別表 8－2 に定める発電計画、調達計画及び販売計画（以下「発電販売計画等」という。）を、同表に定める提出期限までに、本機関に提出しなければならない。ただし、配電事業者が計画その他の情報を提出する場合においては、当該配電事業者が事業を行う一般送配電事業者の供給区域ごとに、当該一般送配電事業者が提出する計画その他の情報とあわせて本機関に提出することができる。 2 発電販売計画等には、次の各号に掲げる発電販売計画等ごとに、各号に定める事項を記載するものとする。 一 発電計画 販売計画に対応した発電量調整供給契約で設定した単位ごとの発電又は放電に関する計画（一般送配電事業者又は配電事業者が<u>1時間前取引</u>により販売する電気又は調達した F I T 電源により発電された電気に係る計画を含む。） 二・三 （略） 3 発電契約者、<u>1時間前取引</u>により電気を販売している一般送配電事業者及び配電事業者並びに F I T 電源により発電された電気を調達している一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者は、原則として、翌日計画以降においては、発電計画と調達計画の合計は販売計画と一致させなければならない。 4 （略） 別表 8－2 （略）	（発電契約者並びに一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者による計画の提出） 第 1 3 9 条 発電契約者、<u>時間前取引</u>により電気を販売している一般送配電事業者及び配電事業者並びに F I T 電源により発電された電気を調達している一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者は、一般送配電事業者の供給区域ごとに、別表 8－2 に定める発電計画、調達計画及び販売計画（以下「発電販売計画等」という。）を、同表に定める提出期限までに、本機関に提出しなければならない。ただし、配電事業者が計画その他の情報を提出する場合においては、当該配電事業者が事業を行う一般送配電事業者の供給区域ごとに、当該一般送配電事業者が提出する計画その他の情報とあわせて本機関に提出することができる。 2 発電販売計画等には、次の各号に掲げる発電販売計画等ごとに、各号に定める事項を記載するものとする。 一 発電計画 販売計画に対応した発電量調整供給契約で設定した単位ごとの発電又は放電に関する計画（一般送配電事業者又は配電事業者が<u>時間前取引</u>により販売する電気又は調達した F I T 電源により発電された電気に係る計画を含む。） 二・三 （略） 3 発電契約者、<u>時間前取引</u>により電気を販売している一般送配電事業者及び配電事業者並びに F I T 電源により発電された電気を調達している一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者は、原則として、翌日計画以降においては、発電計画と調達計画の合計は販売計画と一致させなければならない。 4 （略） 別表 8－2 （略）
（再生可能エネルギーの発電計画に関する特例措置） 第 1 4 0 条 再生可能エネルギー電気特措法第 1 7 条第 1 項第 2 号に定める方法で再生可能エネルギー電気卸供給約款により供給を受ける小売電気事業者等の発電計画（この条においては全て翌日計画を指す。）の計画値の通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者（ただし、一般送配電事業又は配電事業の許可を受けていない発電契約者にあつては、一般送配電事業者又は配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「特例契約者」という。）又は電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成 2 8 年法律第 5 9 号）による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 2 3 年法律第 1 0 8 号）第 2 条第 5 項に規定する特定契約を締結している小売電気事業者等であつ	（再生可能エネルギーの発電計画に関する特例措置） 第 1 4 0 条 再生可能エネルギー電気特措法第 1 7 条第 1 項第 2 号に定める方法で再生可能エネルギー電気卸供給約款により供給を受ける小売電気事業者等の発電計画（この条においては全て翌日計画を指す。）の計画値の通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者（ただし、一般送配電事業又は配電事業の許可を受けていない発電契約者にあつては、一般送配電事業者又は配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「特例契約者」という。）又は電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成 2 8 年法律第 5 9 号）による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 2 3 年法律第 1 0 8 号）第 2 条第 5 項に規定する特定契約を締結している小売電気事業者等であつ

変 更 前（変更点に下線）										変 更 後（変更点に下線）																	
て、その特定契約に基づき受電する電気に係る発電計画の計画値の通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者（ただし、一般送配電事業又は配電事業の許可を受けていない発電契約者にあつては、一般送配電事業者又は配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「旧特例契約者」という。）は、次の各号に掲げる手順によって、計画値の通知又は確認を受けることを希望した発電計画（以下「特例発電計画」という。）を一般送配電事業者の供給区域ごとに作成する。なお、週間計画以前の計画については、小売電気事業者等自らが作成するものとする。										て、その特定契約に基づき受電する電気に係る発電計画の計画値の通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者（ただし、一般送配電事業又は配電事業の許可を受けていない発電契約者にあつては、一般送配電事業者又は配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「旧特例契約者」という。）は、次の各号に掲げる手順に従って、計画値の通知又は確認を受けることを希望した発電計画（以下「特例発電計画」という。）を一般送配電事業者の供給区域ごとに作成する。なお、週間計画以前の計画については、小売電気事業者等自らが作成するものとする。																	
一・二 （略）										一・二 （略）																	
2 特例契約者等は、前項各号の規定により一般送配電事業者又は配電事業者が入力し、又は特例契約者等が作成し一般送配電事業者又は配電事業者がその妥当性を確認した発電計画の内容にしたがって、実需給日の前日 1 2 時までには発電販売計画等を本機関に提出しなければならない。										2 特例契約者等は、前項各号の規定により一般送配電事業者又は配電事業者が入力し、又は特例契約者等が作成し一般送配電事業者又は配電事業者がその妥当性を確認した発電計画の内容に従って、実需給日の前日 1 2 時までには発電販売計画等を本機関に提出しなければならない。																	
3 （略）										3 （略）																	
（一般送配電事業者及び配電事業者による計画等の提出）										（一般送配電事業者及び配電事業者による計画等の提出）																	
第 1 4 1 条 （略）										第 1 4 1 条 （略）																	
別表 8－4 供給区域の需要及び供給力並びに調整力に関する計画の提出										別表 8－4 供給区域の需要及び供給力並びに調整力に関する計画の提出																	
提出する計画		年間計画 (第 1 ～ 第 2 年度)		月間計画 (翌月、 翌々月)		週間計画 (翌週、 翌々週)		翌々日計画		翌日計画		当日計画		提出する計画		年間計画 (第 1 ～ 第 2 年度)		月間計画 (翌月、 翌々月)		週間計画 (翌週、 翌々週)		翌々日計画		翌日計画		当日計画	
提出期限		毎年 3 月 2 5 日		毎月 2 5 日		毎週木曜日		毎日 1 7 時 3 0 分 (※ 1)		毎日 1 7 時 3 0 分 (※ 1)		3 0 分ごとの 実需給の開始 時刻の 1 時間 前		提出期限		毎年 3 月 2 5 日		毎月 2 5 日		毎週木曜日		毎日 1 7 時 3 0 分 (※ 1)		毎日 1 7 時 3 0 分 (※ 1)		3 0 分ごとの 実需給の開始 時刻の 1 時間 前	
提出内容	供給区域 需要電力	各月平休日別の 需要電力の 最大値及び最 小値		各週平休日別の 需要電力の 最大値及び最 小値		本機関が指定 する 2 点の時 刻の日別の需 要電力		翌日の 3 0 分 ごとの需要電 力量		翌日の 3 0 分 ごとの需要電 力量		当日の 3 0 分 ごとの需要電 力量		提出内容	供給区域 需要電力	各月平休日別の 需要電力の 最大値及び最 小値		各週平休日別の 需要電力の 最大値及び最 小値		本機関が指定 する 2 点の時 刻の日別の需 要電力		3 0 分ごとの 需要電力量		3 0 分ごとの 需要電力量		3 0 分ごとの 需要電力量	
	供給区域 供給電力	需要電力に対 する供給電力		需要電力に対 する供給電力		需要電力に対 する供給電力		需要電力に対 する供給電力		需要電力に対 する供給電力		需要電力に対 する供給電力			供給区域 供給電力	需要電力に対 する供給電力		需要電力に対 する供給電力		需要電力に対 する供給電力		需要電力に対 する供給電力		需要電力に対 する供給電力		需要電力に対 する供給電力	
	供給区域 予備力	需要電力に対 する予備力		需要電力に対 する予備力		需要電力に対 する予備力		需要電力に対 する予備力		需要電力に対 する予備力		需要電力に対 する予備力			供給区域 予備力	需要電力に対 する予備力		需要電力に対 する予備力		需要電力に対 する予備力		需要電力に対 する予備力		需要電力に対 する予備力		需要電力に対 する予備力	
	供給区域 調整力	—		需要電力に対 する調整力必 要量（上げ）、 調整力確保量 （上げ）及び 調整力確保量		需要電力に対 する調整力必 要量（上げ）、 調整力確保量 （上げ）及び 調整力確保量		需要電力に対 する調整力必 要量（上げ）、 調整力確保量 （上げ）及び 調整力確保量		需要電力に対 する調整力必 要量（上げ）、 調整力確保量 （上げ）及び 調整力確保量		需要電力に対 する調整力必 要量（上げ）、 調整力確保量 （上げ）及び 調整力確保量			供給区域 調整力	—		需要電力に対 する調整力必 要量（上げ）、 調整力確保量 （上げ）及び 調整力確保量		需要電力に対 する調整力必 要量（上げ）、 調整力確保量 （上げ）及び 調整力確保量		需要電力に対 する調整力必 要量（上げ）、 調整力確保量 （上げ）及び 調整力確保量		需要電力に対 する調整力必 要量（上げ）、 調整力確保量 （上げ）及び 調整力確保量		需要電力に対 する調整力必 要量（上げ）、 調整力確保量 （上げ）及び 調整力確保量	

変 更 前（変更点に下線）									変 更 後（変更点に下線）								
				（下げ）	（下げ）	（下げ）	（下げ）	（下げ）					（下げ）	（下げ）	（下げ）	（下げ）	（下げ）
（※１）提出日が休業日の場合も含む。									（※１）提出日が休業日の場合も含む。								
（自然変動電源の出力抑制を行った場合の検証） 第１５３条の３　一般送配電事業者及び配電事業者は、前条第１項第４号に定める自然変動電源の出力抑制を行った場合、本機関に対し、第１号から第３号までに掲げる事項を記載した資料を速やかに提出しなければならない。 一　出力抑制の指令を行った時点で予想した混雑が発生する <u>流通設備</u> の潮流状況 二・三　（略）									（自然変動電源の出力抑制を行った場合の検証） 第１５３条の３　一般送配電事業者及び配電事業者は、前条第１項第６号に定める自然変動電源の出力抑制を行った場合、本機関に対し、第１号から第３号までに掲げる事項を記載した資料を速やかに提出しなければならない。 一　出力抑制の指令を行った時点で予想した混雑が発生する <u>流通設備（連系線、配電用変圧器及び配電設備を除く。）</u> の潮流状況 二・三　（略）								
（承認を受けた電源等の取扱い） 第２０９条の２　（略） ２　承認電源等保有者は、承認電源等に関し、業務規程第１４３条の規定による <u>混雑処理</u> がなされた場合であっても、 <u>混雑処理</u> に伴う出力等の抑制を行うことを要しないものとする。									（承認を受けた電源等の取扱い） 第２０９条の２　（略） ２　承認電源等保有者は、承認電源等に関し、業務規程第１４３条の規定による <u>連系線の混雑処理</u> がなされた場合であっても、 <u>連系線の混雑処理</u> に伴う出力等の抑制を行うことを要しないものとする。								
（緊急時の発電設備等の出力の調整） 第２２１条　混雑が発生した連系線に隣接する一般送配電事業者の供給区域の一般送配電事業者は、業務規程第１４３条から第１４３条の５までの規定による <u>混雑処理</u> を行うまでの間の電力系統の安定性を確保するため、必要に応じ、当該連系線の潮流を抑制する相殺潮流が流れるよう一般送配電事業者が調整力としてあらかじめ確保する発電設備等の出力の調整を行う。									（緊急時の発電設備等の出力の調整） 第２２１条　混雑が発生した連系線に隣接する一般送配電事業者の供給区域の一般送配電事業者は、業務規程第１４３条から第１４３条の５までの規定による <u>連系線の混雑処理</u> を行うまでの間の電力系統の安定性を確保するため、必要に応じ、当該連系線の潮流を抑制する相殺潮流が流れるよう一般送配電事業者が調整力としてあらかじめ確保する発電設備等の出力の調整を行う。								

附則（令和　年　月　日）

（施行期日）
本指針は、令和７年８月１日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

送配電等業務指針の変更の認可を申請するまでの経過の概要

送配電等業務指針の変更の認可を申請するまでの経過の概要は、以下のとおり。

時期	経過の概要
2025 年 4 月 2 日 ～ 2025 年 4 月 22 日	・ 業務規程第 178 条第 2 項の規定により、本変更案（別紙 1。以下同じ。）について会員その他の電気供給事業者の意見聴取を実施 ・ 意見は 0 件（2025 年 4 月 30 日、意見聴取結果を本機関ウェブサイト上にて公表）
2025 年 5 月 20 日	・ 2025 年度第 1 回評議員会により、本変更案を議決
2025 年 5 月 21 日	・ 第 512 回理事会において、本変更案を議決
2025 年 6 月 17 日	・ 第 20 回通常総会において、本変更案を報告

(案)

資料5-3

経済産業省

20250704電委第3号
令和7年7月●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

電力広域的運営推進機関の業務規程の変更の認可について（回答）

令和7年6月26日付け20250617資第11号により貴職から当委員会に意見を求められた電力広域的運営推進機関の業務規程の変更の認可については、認可することに異存はありません。

(案)

経済産業省

20250704電委第4号
令和7年7月●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

電力広域的運営推進機関の送配電等業務指針の変更の認可について（回答）

令和7年6月26日付け20250617資第12号により貴職から当委員会に意見を求められた電力広域的運営推進機関の送配電等業務指針の変更の認可については、認可することに異存はありません。